

## 第14章 避難計画

### 第1節 避難計画

市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するため、災害時の立退き、避難に関する勧告及び指示、警戒区域の設定及び退去命令等（以下「避難の指示等」という。）について、市長から委任され、あるいは災害現場において緊急に避難を必要とする場合の基準等必要な事項を定めるものとする。

#### 1 火災時の避難の勧告・指示

- (1) 火災が随所に発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が予想される時。
- (2) 延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
- (3) 避難路を断たれる危険のあるとき。
- (4) 爆発災害が発生し、再爆発の危険圏内にあるとき。
- (5) 酸素欠乏若くは有害ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される時。
- (6) その他消防長が緊急に避難を必要と認めるとき。

#### 2 風水害時の避難の勧告・指示

風水害時の勧告、指示の基準は、気象状況、災害の様相により異なるので、一律に基準を設けることは困難であるが、おおむね次の基準に達したときは避難の勧告、指示を行うものとする。

##### (1) 浸水

過去に床上浸水等の被害を受けた場合で、総降水量が増加するおそれがあり、上流部の降雨量が増加し、河川水位が警戒水位を超えるとともに、河川からの溢水、下水逆流による浸水のおそれがあるとき。

##### (2) 高潮

横浜地方気象台から高潮警報が発表されたとき。

##### (3) 崖崩れ

長期にわたって雨が降り続き、次のような特異な現象が現れたとき。

ア 地響きがする。

イ いつもは水でない斜面から水が噴き出す。

ウ 湧き水が急に濁る。

エ 斜面に亀裂ができる。

オ 立木の根が切れる音がする。

#### 3 震災時の避難の勧告・指示

- (1) 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 地震火災の拡大又はガス等の流出拡散により住民に危険が及ぶと認められるとき。
- (3) 崖崩れが発生し、又は発生するおそれがあり、近隣住民に危険が及ぶと認められるとき。
- (4) その他災害の状況により災害対策本部長が必要と認めるとき。

#### 4 避難の区分

##### (1) 事前避難

災害情報等により、災害発生のおそれがある場合、事前に病人、老幼婦女子等が安全な場所に避

難するものとし、縁故避難は親戚、知人宅等への避難をいい、計画避難は勧告又は、自主的な避難所への避難をいう。

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがなく、災害がまさに発生しようとし、又は発生した場合、居住者が緊急避難を行うものとする。

緊急避難の開始は、避難指示等が発せられた場合はもちろん、努めて自主的に行うものとする。この場合事前避難を行わないでいた壮年者といえども避難させるものとする。

(3) 収容避難

収容避難は、一次的避難から必要に応じて他の避難所へ移動収容するもの、及び避難に遅れた者を救出し、収容することをいう。

5 勧告・指示での明示事項

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難理由

(5) 避難時の注意事項

6 勧告・指示の周知

避難の勧告・指示をした者又は機関は、広報車による伝達のほか報道機関、警察、自主防災組織等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知を行う。

7 避難者の誘導

避難誘導は、市、警察、自主防災組織等があたり、傷病者、心身障害者、高齢者、幼児等災害弱者の避難を優先して行う。また、住民等は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

避難道路一覧

番号	路線名	経路
1	県道311号 鎌倉葉山線	桜山トンネルー池田通りー久木新道ー鎌倉
2	県道 24号 横須賀逗子線	沼間トンネルー沼間交番ー逗子市消防署ーJR逗子駅前ー銀座通りー田越橋ー富士見橋ー渚橋
3	県道205号 金沢逗子線	池子トンネルー池子橋ーJR逗子駅裏ー法性寺入口
4	県道207号 森戸海岸線	渚橋ー桜山切通しー葉山
5	市道 小坪201号線	三留ビルーマリーン歯科
6	市道 桜山 75号線	逗子病院ー池子十字路
7	市道 久木 48号線	小坪入口ー披露山入口ー須賀神社ー小坪トンネル
8	市道 久木 20号線	風早橋ー久木小学校

## 8 避難所の指定及び誘導

### (1) 避難所の指定

避難所は逗子市地域防災計画に定めるところにより、災害の状況規模等により開設する。なお、避難所に収容することが不可能な場合は、次の方法により処置する。

ア 既存の公共施設の活用

イ 既存その他の施設（神社、寺院、工場等）の活用

ウ 天幕等による野外仮設（仮設場所は近隣の公共用地内とする。）

### (2) 広域避難場所

逗子市地域防災計画の広域避難場所一覧表のとおりとする。

### (3) 避難所に収容する者

避難所に収容する者の範囲は、次のとおりとする。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者